

住み慣れた家で自分らしく過ごす

医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅で過ごしたいという人は多いのではないのでしょうか。通院での治療が難しくなると、入院という選択が思い浮かびますが、「在宅医療」という方法もあります。自分が望む場所での人生を送ることができる在宅医療についてお知らせします。



在宅医療とは

在宅医療とは、自宅などの生活を送る場で行う医療のことで、計画的・定期的に診療を行う「訪問診療」と、容体が急変した時などに診療を行う「往診」があります。かかりつけ医などが、患者本人の状態に応じ、専門知識を持つ医療職とチームになって、自宅などを訪問し療養生活をサポートします。

年齢・疾患・病状によっては、自宅のほか高齢者住宅などで医療を受けることもできます。

専門知識を持つ医療職が支えます

訪問看護師
安心して日常生活を送れるように、医師の指示の下、処置や援助を行います。

薬剤師

薬の飲み合わせの確認や薬の管理・説明などを行います。

歯科医師・歯科衛生士

歯の治療や入れ歯の調整、口腔管理などを行います。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

運動機能を維持し、日常生活に必要な動作を行えるように、訓練に付き添うほか、家屋の改造の指導などを行います。

管理栄養士

病状や栄養状態、生活習慣に適した食事などの栄養管理の指導を行います。

在宅医療は

誰でも利用できる？

病状や年齢による制限はありません。脳梗塞後遺症・神経難病・認知症・がんの終末期の人など、通院することが困難な人に対して実施するものです。患者本人や家族と、かかりつけ医が話し合い、病状に応じて利用が決められます。

利用するには

かかりつけ医がいる場合は、在

宅医療を考えていることを伝え、

訪問診療や往診が可能か相談しましょう。入院から在宅療養に移る

場合には、病院の医療相談室や地域連携室に相談窓口があります。

かかりつけ医がない場合には住んでいる地区の地域包括支援センターに相談してください。地域

包括支援センターは高齢者の身近な相談窓口です。

各地区の地域包括

支援センターは市ホームページで確認

してください。

また、市では、在宅医療・介護連携推進事業として、普及啓発などの取り組みを進めています。詳細については、市ホームページで確認できます。

※くわしくは、地域包括支援センターについては介護保険課(☎20・1545)、そのほかについては地域医療政策課(☎27・1119)へ。



市ホームページ



市ホームページ